南部町生活道路改善支援事業 実施手順

規則：南部町補助金等交付規則
要綱：南部町生活道路改善支援事業補助金交付要綱

事前協議

① **補助対象となるかの確認**《協議会 ⇔ 建設課》
✓実施場所、計画内容が補助の対象となるかの確認
※単年度ごとの採択が基本（2 年に分けれない）

② **見積書、位置図、平面図、断面図、現場写真等で事前協議**《協議会 ⇔ 建設課》
✓実施方法（共同作業か委託か）により補助率が異なる
共同作業：100/100　委託：80/100
※補助金上限 100 万円
事業費の 3%が事務費（3 万円以内）として協議会へ（補助金上限額に加算）
※集落での同意が必要（区会等での決議）申請時、事業計画書に記載が必要
※用地の買収はしない（拡幅等で用地が必要な場合は寄付であること）

⇩ 事前協議で採択されたら

事業実施～完了

③ **申請書提出**《協議会 ⇒ 建設課》　様式第 1、2 号（要綱第 6、8 条関係）
✓見積書、位置図、平面図、断面図、現場写真を添付
※見積書（内訳）は、収支予算書(様式第 2 号)の費目で作成
※借上料は上限 50 万円（それ以上は地元負担）
※用地寄付がある場合は同意書（用地は寄付で買取はしない）

④ **交付決定**《建設課 ⇒ 協議会》
1 週間程度で交付

進捗率 ＝ 進捗事業費 ÷ 総事業費

⑤ **概算払い** ※必要であれば（進捗率 40%以上であること）《協議会 ⇒ 建設課》
1．概算払い請求 様式第 6、7 号（要綱第 9、10 条関係）
出来高のわかる資料（金額、図面）、写真
2．中間検査
3．概算払い（概算払い請求額 ≦ 交付決定額×進捗率）　請求書を建設課へ

⑥ **変更交付申請書** ※必要であれば　《協議会 ⇒ 建設課》様式第 4 号（要綱第 8 条関係）
✓補助金が増額となる変更の場合は、変更交付申請書が必要。（事前に協議）
✓減額となる場合は、工事完了後に実績報告書で報告。

⑦ **実績報告書**《協議会 ⇒ 建設課》様式第 7、8 号（要綱第 6、9、10 条関係）
出来高の確認できる資料、図面、領収書（内訳が分かるもの請求書等）、写真（着手前、施工中、完成後）を添付
※共同作業の場合は、共同で作業している写真が必ず必要

⑧ **完成検査**《建設課》
建設課にて検査を実施

⑨ **補助金の精算払い** 様式第 4 号（規則第 21 条関係）
請求書を建設課へ提出（請求書受領後、2 週間程度で協議会へ入金）